

令和 7 年度

岩倉市がんばる中小企業等応援補助金

岩倉市では市内の中小企業者を対象に、以下のメニューで補助金を交付します。

交付を希望される場合は事業を実施する前に、岩倉市ビジネスサポートセンターまでご相談ください。

No.	助成の種類	補 助 対 象	補助対象経費及び補助率	補助限度額
1	販路拡大	①新規顧客獲得を図るための市内外で開催される見本市または展示会等への出展料（販売が伴う場合は不可）	出展小間および装飾費の1/2	10万円 （同一年度①②③のいずれか1回限り）
		②製品・サービス等の販売を目的として行う電子商取引（ECサイト）の開設または新規出店にかかる費用	システム構築費、サービス利用料（ランニングコストを除く）の1/2	
		③販路開拓を目的とした自社ホームページの開設または改修にかかる費用	システム構築費、サービス利用料（ランニングコストを除く）の1/2	
2	人材確保	人材確保を図るための市内外で開催される合同企業説明会などへの出展料	出展小間料および装飾費の1/2	10万円 （同一年度1回限り）
3	BCP（事業継続計画）策定等	自社のBCP策定に要する専門家等へのコンサルティング費用および計画書に基づく対策費用	コンサルティング費用および備品費、設備導入費の1/2	10万円 （同一年度1回限り）
4	新商品開発	新商品・新サービスを開発するために必要な費用	岩倉市ビジネスサポートセンターが対象と定める費用（裏面別表）の1/2	10万円 または 20万円（※） （同一年度1回限り）

※ふるさと納税返礼品登録加算……開発した新商品・新サービスを岩倉市のふるさと納税返礼品として登録する場合、補助限度額が20万円となります。補助金申請前の事前相談において返礼品登録が可能かどうかの審査を行い、認められた場合のみ対象となります。

- 交付対象者は、岩倉市内に継続的に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法規定による）で、次のいずれにも該当しないものとします。
 - (1)岩倉市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している。
 - (2)市町村民税等の滞納がある。
 - (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業である。
- 助成を受けるためには、岩倉市ビジネスサポートセンターへ事前相談した上で補助金を申請し、交付決定後に事業を開始する必要があります。
- 補助金は予算の範囲内において交付するものとします。

- 「岩倉市がんばる中小企業等応援補助金」は補助対象事業及びそれに伴う支払等が令和8年3月31日までに終了する必要があります。
- 補助額は補助対象経費の1/2と補助限度額のいずれか小さい方となり、100円未満の金額は切り捨てとなります。また、次に掲げるものは補助対象外となります。
 - (1)他の補助金の対象となっている経費
 - (2)飲食に要する経費
 - (3)補助対象経費に係る消費税
 - (4)記念品及び景品に要する経費

別表 新商品開発における補助の対象とする経費

費目	概要
謝礼	補助対象事業について指導を受けた外部専門家への謝礼金・報酬
消耗品費	補助対象事業に必要な消耗品の購入費
印刷製本費	補助対象事業における印刷製本費
委託料	補助対象事業に必要な外部事業者への委託料 ※ 直接的な新商品の製造委託は認められません。
手数料	各種許認可取得や検査に際して支払う手数料
原材料費	補助対象事業に使用する原材料費
賃借料	補助対象事業に使用する施設や機器等の賃借料
備品購入費	補助対象事業に必要な備品の購入費
その他の経費	その他ビジネスサポートセンターが必要と認める費用

【問い合わせ】 岩倉市ビジネスサポートセンター
(岩倉市商工会内 (0587-66-3400))